資料 1

## 京丹後市教育振興計画(案)

## (令和2年度改訂版)













令和2年 月

京丹後市教育委員会

第	1	章		京	丹	後	市	教	育	振	興	計	画	0	見	直	し	に	あ	た	0	て												
	1		計	画	見	直	し	0)	趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
	2		計	画	D	位	置	づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
	3		計	画	0	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
	4		計	画	(D)	進	捗	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4
第	2	章		京	丹	後	市	(T)	教	育	を	取	ŋ	巻	<	現	状	لح	課	題														
	1		少	子	高	齢	化	(T)	状	況	•	•		•		•	•	•		•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	• 7
	2		教	育	を	取	ŋ	巻	<	· 社	会	情	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	3		子																														•	13
			生																			•											•	19
				~	·			-																										
第	3	章	. ;	基	本	理	念	لح	視	点																								
,,.			基									•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	21
	2		視	· 点	•	•	•	•		•	•				•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		•		•	22
			計							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	23
						•																												
第	4	章		重	点	目	標	لح	主	要	な	施	策	の	方	向	性																	
/1.			. 目 :																育	環	境	を	充	実	し	ま	す		•				•	24
			. 目;				-	-							-					•	-												•	26
			. 目;																															30
			. 目 ;														-			-														33
			. 目;																															38
			. 目;																															
				<i>V</i> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					ŋ																									40
	重	i点	目;	標	7							-																						43
		.,,,	. ,	1231	•	•		`	٠,		`	<i>-</i>	`		0,	''		`		_				·			_	, ,,,,,		Ū	•	,		-
第	5	章		計	画	(T)	実	現	に	向	け	7																						
<i>&gt;</i> 1₹														政	$\mathcal{O}$	役	'割	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		•			47
																																		48
			計																															48
	,	•	н	,— <u>`</u>			1 1	П																										10
資	料	ŀ																																
	. '		計	画	見	直	し	ま	で	の	終	渦																						49
				. ¬			_		-																									

## 第1章 京丹後市教育振興計画の見直しにあたって

## 1. 計画見直しの趣旨

国においては、「第3期教育振興基本計画」が平成30年6月に閣議決定され、改正教育基本法の理念を踏まえ、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人口減少と高齢化、技術革新やグローバル化の一層の進展等、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。

また、平成30年度に、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、令和2年度に小学校学習指導要領、令和3年度に中学校学習指導要領が改訂され、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有・連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が新たに重視されています。

京丹後市教育委員会では、平成27年3月に10年間を計画期間として、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「京丹後市教育振興計画」を策定し、京丹後市が目指す教育を「心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育」、「ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育」と定めています。この教育振興計画によって、様々な教育施策が明確に体系化され、また、それぞれの目標ごとに指標を設定し施策の進捗管理を行いながら、京丹後市の目指す教育の実現に向け重点的・効果的に取組みを進めているところです。

就学前教育・保育では、第2次京丹後市保育所再編等推進計画に基づき、保育所・幼稚園の一体化施設を幼保連携型認定こども園に移行し、保護者の就業状況に関係なく、就学前の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えました。

家庭環境や社会環境等の変化に伴い、保護者の就労形態が多様化する中、様々なニーズに対応した子育て支援事業や家庭教育事業を実施し、子どもたちの健全な育成と保護者の就労と子育ての両立を支援し、地域や家庭で安心して子育てができるよう充実を図っています。

学校教育では、学校再配置の取組みを契機として、新たな教育環境を生かした小中一貫教育の推進により、校種間の連携をより一層充実させ、各学園・学校の授業改善や指導方法の一貫性、連続性、系統性を意識した指導が確実に定着してきており、全国学力・学習状況調査結果にもその成果が表れてきています。

また、京丹後市の歴史、文化、自然、産業を学ぶ「丹後学」は、地域での体験活動や地域の人との関わりの中で、地域社会の一員としての自覚や自主的・実践的な態度を育成し、ふるさとへの愛着と誇りを育む学習機会として推進しています。

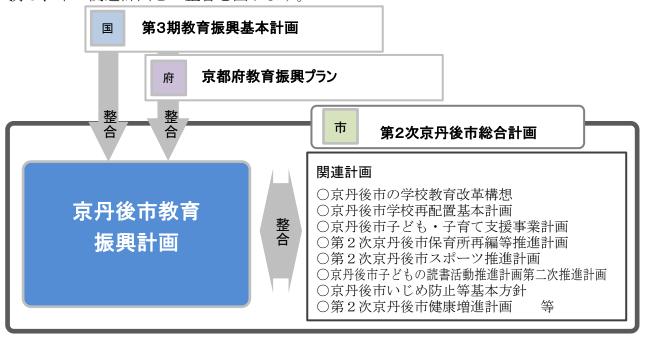
社会教育では、生涯にわたり主体的に学ぶことのできる機会を提供し、公民館、図書館、資料館等の社会教育施設を中心に各種事業を展開しています。

また、市民の健康づくりと日常的なスポーツ活動を促進するため、様々なスポーツ機会の提供に努め、平成30年3月に策定した「第2次京丹後市スポーツ推進計画」では、新たに「スポーツ観光のまちづくり」を基本目標に盛り込んで、スポーツと観光の連携をより深めたまちづくりの取組みも始めています。

このような中、京丹後市においても本計画策定後5年が経過することから、これまでの本市教育施策の進捗状況や、本市の教育を取り巻く現状・課題を踏まえ、また、国や社会の動向をとらえた上で、本計画の基本理念や京丹後市が目指す教育を継承し発展させ、今後5年間で取り組むべき施策を明らかにし、本計画を見直すこととしました。

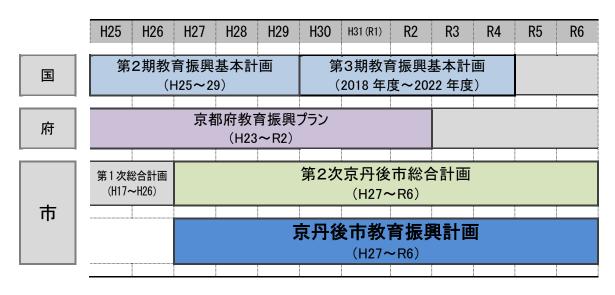
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項<sup>(※注1)</sup>の規定に基づいて策定します。 また、国・府の関連計画を踏まえるとともに、「第2次京丹後市総合計画」とも連携し、市の関連計画との整合を図ります。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間とします。なお、社会 状況の変化等を踏まえ、中間見直しを行いました。



※注1【教育基本法】(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 4. 計画の進捗状況

## 【就学前教育】

- ■就学前の教育・保育の充実に向け、第2次京丹後市保育所再編等推進計画を策定し、保育所等の統廃合や幼保一体化による保育所運営及び認定こども園への移行、公立保育所の民営化を進めてきました。こども園の運営と小中一貫教育の取組みを通して、職員の資質向上を図り、質の高い教育・保育を提供する環境を整えました。
- ■家庭環境や保護者の就労状況が多様化する中、子育ての不安に寄り添いサポートする体制を整え、子育て支援の充実に取り組んでいます。
- ■平成28年度から全中学校区に小中一貫教育を導入し、就学前から中学校卒業までの10年間を見通して系統的で一貫性のある教育の推進に取り組んでいます。

特に、「保幼小接続モデルプラン」を参考にして、保幼小の連携強化とあわせて、 幼児・児童の状況や特性をとらえ、専門スタッフや関係機関と連携することにより就 学前から小学校への円滑な接続につながっています。

## 【学校教育】

■「一貫性・系統性のある指導による確かな学力」については、「全国学力・学習状況調査」の結果が、概ね全国平均以上となっており、確実に学力が定着してきています。

学校、学園で結果分析等を丁寧に行い、一人ひとりの課題に応じた支援についての研究や授業改善、各学園での重点的な取組みや学習習慣の定着に向けた指導等の効果が現れてきています。

- ■本市の小中一貫教育を各学園で具現化するため、教育委員会で各種モデルカリキュラムを作成し、各学園では実態や特色に応じたカリキュラムにより実践しています。特に、郷土への誇りと愛情を育て、自己の生き方・あり方を考えることを目指した「丹後学」は、平成28年度から丹後学モデルカリキュラムを基に各学校で計画、実践されています。地域での体験や活動による地域の人とのかかわりなどにより、地域社会の一員としての自覚や、自主的・実践的な態度の育成にもつながっています。
- ■社会の高度情報化に伴い、児童生徒の発達段階に応じた情報の活用能力を育むため、 ICT機器の整備を進め、計画的な情報教育環境の充実を図っています。
- ■学校再配置に伴い拠点校の教育環境の整備を進めるとともに、学校施設耐震化計画に基づく耐震化、小中学校の普通教室の空調化は完了しています。また、老朽化していく学校施設の現状を把握し、計画的な維持・管理を図っています。

- ■新学習指導要領による小学校中学年の外国語活動、高学年の英語の教科化に向け、外国語指導助手 (ALT) の効果的な活用を進める一方、小学生の国際交流及び中学生海外派遣事業に国際交流員 (CIR) を活用するなど、語学力の向上や国際的視野をもった人材育成の取組みは、外国語・国際理解教育の促進につながっています。
- ■遠距離通学児童生徒の安全な通学手段の確保のため、スクールバスによる通学支援を行っています。また、徒歩・自転車で通学する児童生徒に対しては地域ぐるみの安全体制づくり等、安全確保の取組みが進んできています。
- ■発達障害や外国語を母語とする児童生徒など、特別な支援が必要な児童生徒について、一人ひとりの課題や特性を的確に把握して、必要に応じスクールサポーターの配置を行っています。また、障害のある子どもへの切れ目のない支援を行うため、福祉部局との協議を継続して行い、個別の教育支援計画に基づく幼児期から青年期までの支援体制の充実と連携を進めています。
- ■問題事象、いじめや不登校など、学校が抱える複雑・多様化する課題に的確に対応するために、府配置のスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーの有効活用や、市の臨床心理士や教育支援センター「麦わら」、家庭子ども相談室が関係機関との連携により、相談・支援体制の充実を図っています。
- ■社会環境が変化し生活習慣や食習慣が多様化する中、食育の取組みとして地元農家と連携した給食食材の地産地消、教育活動での郷土食に親しむ学習などを進めています。

## 【社会教育】

- ■市民が持っている自らの知識や学習で培った技術などを学校で活かせるよう、学校支援ボランティア制度を運用し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの学びや成長を支えることにより、学習支援活動や多世代交流につながっています。
- ■市民の生涯学習を推進していく体制として、中央公民館を拠点とし、旧町域ごとに 地域公民館を設置し、地域の学習とコミュニティ活動の拠点として、ライフステージ に応じた学習や交流機会を提供しています。さらには、地域住民の身近な学習・交流 活動の場として各自治区に設置されている地区公民館活動の支援を行い、各町公民館 連絡協議会で研修や情報交流を行い、それぞれの地区公民館事業の活性化へとつなげ ています。
- ■地域公民館単位に家庭教育支援チームを置き、地域や家庭の教育力の低下、子育ての孤立化により、悩みや不安を抱えている親に対して、子育て支援活動を実施してい

ます。子どもとのコミュニケーションの大切さや生活習慣を身に付けさせるための家 庭の役割の重要性について、認識を深める学習機会となっています。

- ■高齢者の社会参加と生きがいづくりに貢献するため、地域公民館ごとに高齢者大学 (一般講座・教養講座)を実施しています。高齢者に「仲間づくり・生きがいづくり・ 健康づくり」の機会を提供するとともに、教養講座での福祉施設への訪問や地元イベ ントへの参加など、社会参加の促進に寄与しています。
- ■図書館、図書室では、京丹後市子どもの読書活動推進計画第二次推進計画に基づき、新たな講座の開催や企画展示などの取組みを進めていますが、その利用者数、貸出者数は減少傾向にあり、原因を分析し、利用拡大を図っていく必要があります。
- ■市民の健康づくりとして、年齢や体力等に応じた日常的なスポーツ活動を促進するため、地区公民館、地域、学校等に働きかけ、スポーツ推進委員による指導、普及に努めています。特に、ノルディック・ウォーキングやニュースポーツ教室などの取組みが日常的なスポーツ行動に結びついてきています。
- ■歴史・考古資料を中心とした丹後古代の里資料館、京丹後市の美しい環境のシンボルである琴引浜鳴き砂文化館、民俗資料を中心とした郷土資料館があり、それぞれの資料、分野ごとに企画展・特別展を開催して丹後の歴史・文化財を普及啓発しています。
- ■古代丹後王国とも称されるほど多数の史跡があり、その中でも日本海側最大級の全長約200mの丹後の王の眠る網野銚子山古墳の整備を進めています。教育、地域づくり、観光資源として活用する計画としています。

## 第2章 京丹後市の教育を取り巻く現状と課題

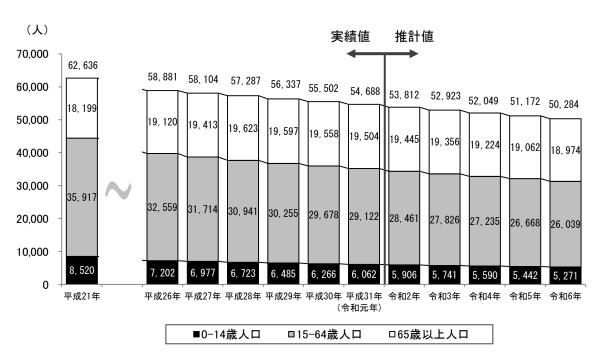
## 1. 少子高齢化の状況

## (1)人口の推移と推計

京丹後市の人口は、徐々に減少しています。年齢3区分別人口の推移では、14歳以下の年少人口 (\*注2) と15歳~64歳の生産年齢人口 (\*注2) は共に減少し、全人口に対する65歳以上の老年人口 (\*注2) の割合は増加を続けており、少子高齢化が進行していることがわかります。平成26年度の本計画策定時の推計どおりとなっており、今後も同様の状況が見込まれます。

これらから将来人口の推計をみると、令和 6 年には生産年齢人口が 51.8% (平成 26 年比 3.5 ポイント減)、老年人口が 37.7% (平成 26 年比 5.2 ポイント増) となる一方、年少人口は、10.5% (平成 26 年比 1.7 ポイント減) となることが予想され、幼児や児童生徒数の減少が、教育にも大きな影響を与えることが懸念されます。

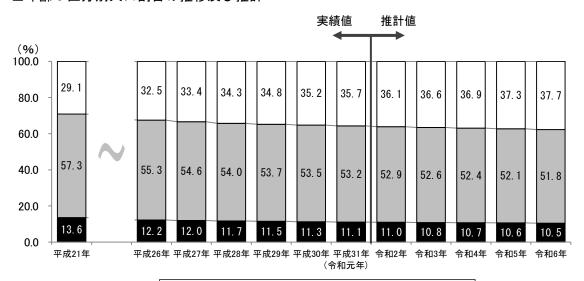
#### ■年齢3区分別人口の推移及び推計



資料:住民基本台帳、コーホートセンサス変化率法による推計

<sup>※</sup>注2 0-14歳の人口を年少人口、15-64歳の人口を生産年齢人口、65歳以上の人口を老年人口という。

## ■年齢3区分別人口割合の推移及び推計



■0-14歳人口割合 □15-64歳人口割合 □65歳以上人口割合

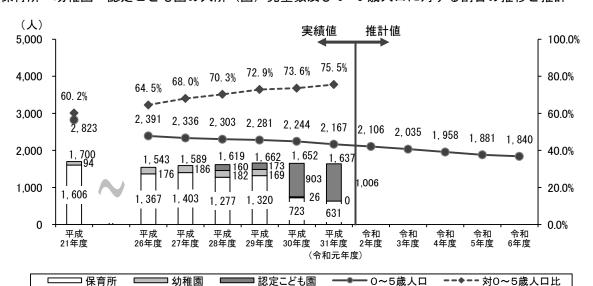
資料:住民基本台帳、コーホートセンサス変化率法による推計

## (2) 就学前児童の状況

保育所、幼稚園及び認定こども園の入所(園)児童数をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

0~5歳人口は減少傾向で推移していますが、特に低年齢児の入所(園)希望が増え、 0~5歳人口に占める入所(園)児童数の割合は増加傾向にあり、平成27年度以降は 70%を超えています。核家族化や保護者の就労形態の変化、幼児教育・保育の無償化 等により、就学前における教育・保育のニーズが高まっていることから、今後もこの 傾向は続くと考えられます。

#### ■保育所・幼稚園・認定こども園の入所(園)児童数及び0~5歳人口に対する割合の推移と推計

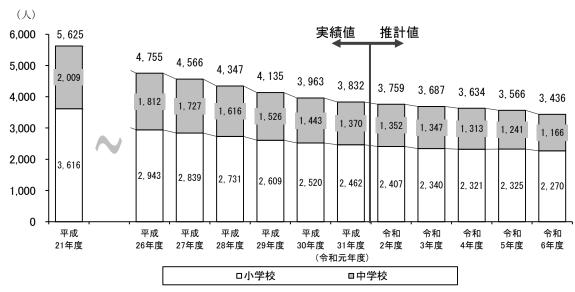


資料:京丹後市統計書、「京丹後市の教育」、住民基本台帳

#### (3) 児童生徒の状況

小学校及び中学校の児童生徒数の推移をみると、年々減少しており、今後も減少傾向が続くと見込まれます。

## ■児童生徒数の推移と推計



資料:「京丹後市の教育」

## (4) 人口減少傾向に見る課題

京丹後市では子どもの人口が減少してきましたが、将来の推計人口でも子どもの人口は減少することが予測され、少子高齢化がますます進行すると考えられます。

児童生徒数の減少による小中学校の小規模化が年々進み、新たな教育課題も出てきていたことから、次代を担う子どもたちの健やかな教育環境を整えるため、学校再配置基本計画を作成し、適正な学校の規模を維持し、複式学級の解消等に努めてきました。

また、平成 24 年度に策定した学校教育改革構想で京丹後市の目指す子ども像を示し、就学前から義務教育修了までの 10 年間を見据えた一貫性・系統性のある教育を行うため、小中一貫教育の取組みを進めています。

一方、少子化に加え核家族化の進行に伴い、子どもたちの生活スタイルも変化し、家庭や地域で異なった年齢の人々と触れ合う機会が減少してきていることから、子どもたちが社会性を身に付けることが難しくなってきているという指摘もあり、子どもたちを地域ぐるみで育む取組みが、一層必要になっています。

今後においても、少子化や生産年齢人口の減少等による社会動向が子どもたちにどのような影響を与えているのかを注視するとともに、保育・教育環境等の状況を定期的に検証し、子どもたちに最適な環境を整えていく必要があります。

## 2. 教育を取り巻く社会情勢

## ■人口減少・高齢化の進展

日本の人口は、平成 20 (2008) 年をピークとして減少傾向にあり、2030 年に掛けて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上が日本の総人口の 3 割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予想されています。

京丹後市においても児童生徒が減少する中、今後も学校の小規模化が避けられない 状況にはありますが、学校における教育の質の保証と学ぶ機会の保障をしっかり確保 していくとともに、生涯にわたって学び、地域で活躍し続けることができる環境づく りなどが求められています。

## ■急速な技術革新への対応

2030 年頃には、第 4 次産業革命  $(**\pm 3)$  とも呼ばれる A I (人口知能)  $(**\pm 4)$  や I o T (Internet of Things)  $(**\pm 5)$ 、ビッグデータ  $(**\pm 6)$  の活用等をはじめとする技術革新が一層進展し、生産・流通・販売、交通、健康、医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方や生活スタイルを大きく変えていく超スマート社会 (Society 5.0)  $(**\pm 7)$ の到来が予想されています。こうした技術革新の進展により、今後 10 年~20 年後には、日本の労働人口の相当規模が技術的には A I やロボット等に代替できるようになる可能性が指摘されるとともに、これまでになかった仕事が新たに生まれることも指摘されています。

こうした急速な技術革新による将来の予測が困難な時代を生き抜いていくためには、溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ、新しい価値を創造できる人材に育成していくことが求められています。

<sup>※</sup>注3 第4次産業革命とは、デジタル技術の進展と、あらゆるモノがインターネットにつながる IoTの発展により、新たな経済発展や社会構造の変革を誘発すること。

<sup>※</sup>注4 AI (人口知能) とは、Artificial Intelligence の略 人工知能

<sup>※</sup>注5 IoTとは、Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

<sup>※</sup>注6 ビッグデータとは、利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS (全地球測位システム) から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群

<sup>※</sup>注7 超スマート社会 (Society 5.0) とは、・サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) で、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会。狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、日本が目指すべき未来社会の姿として、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において初めて提唱された。

#### ■人生 100 年時代へ

医療体制の充実、医学の進歩、健康志向の高まり、生活水準の向上等により、平均 寿命は著しく伸長し、今後、人生 100 年時代の到来が予測されています。

また、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中、生涯にわたって自ら学習し、学んだ知識や技能を生かして、定年後も働き続けるなど、地域社会に貢献し続ける人材が求められています。

このため、心の豊かさにつながる学びや生きがいづくりなど、多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたって地域で活躍できるための学び続けられる環境づくりが重要となっています。

## ■一億総スポーツ社会の実現

国においては、平成27年10月にスポーツ庁を発足させ、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定し、令和元年のラグビーワールドカップ開催、令和2年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催等を契機として、スポーツで人々がつながる「一億総スポーツ社会」の実現を目指しています。

## ■子どもの貧困

国の調査によると子どもの貧困率は 13.9% (平成 27 年度) となっており  $(**^{12})$ 、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。

また、専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率が約8割となっている中で (\*\*注9)、家庭の社会経済的背景(家庭の所得、保護者の学歴など)と子どもの学力に は相関関係が見られると言われており、学歴などによる生涯賃金の格差、特に子育て 世代の貧困は、次の世代の貧困へ連鎖することが懸念されています。

この貧困の連鎖を防止するための、子どもの学びの機会と質の保証など、教育の担 う役割がより重要になっています。

## ■教育委員会制度改革

全ての地方公共団体に、首長が主宰し、首長と教育委員をメンバーとする「総合教育会議」が設置され、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となりました。また、教育に関する「大綱」を首長が策定することとされました。

<sup>※</sup>注8 「平成28年国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、17歳以下貧困率は13.9%

<sup>※</sup>注9 文部科学省「学校基本統計」、平成29年度は速報値で80.6%

#### ■小中一貫教育の制度化

小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を制度化する 改正学校教育法が平成28年4月から施行されました。

義務教育学校は地域の実情に応じ、学年の区切りなどが柔軟に変更できることになり、学力の向上や中学校に進学した際に不登校等の原因となる「中1ギャップ」の課題解決として一定の効果があることから、制度化により一貫教育の浸透を図ることとしています。

## ■新学習指導要領

新学習指導要領は、幼稚園教育要領が平成30年度から、小学校学習指導要領は令和2年度から、中学校学習指導要領は令和3年度から全面実施されます。

新学習指導要領においては、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と 共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視され、各教科等における教育内 容の改善が図られているほか、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対 話的で深い学び」の実現による授業改善を推進することや、学校全体として、教育内 容や時間の適切な配分、必要な人材・物的体制の確保、実施状況に基づく改善を通し て、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキ ュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。



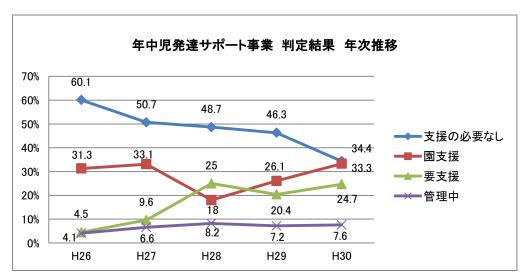
「電子黒板を活用した授業」

## 3. 子どもの状況

#### ■就学前の支援を要する子どもの状況

発達障害等により集団生活への馴染み難さなど、就学に向けて適切な支援体制を整えるため、市内の保育所及びこども園に通う年中児(4歳児)の保護者を対象に、事業の説明及び問診票を配布し、問診票をもとに一次スクリーニング、園等巡回による行動観察を行い、要支援判定児については、発達支援相談員による子育て相談などを行うなど個々に応じた事後支援について関係機関が連携し発達サポート事業を展開しています。

支援の必要な子どもは平成 26 年度で 35.8%でしたが、平成 30 年度では 58.0% と 年々増加しているため、今後も関係者、関係機関が連携を図り、より良い支援のあり 方、支援体制の構築に努めていく必要があります。

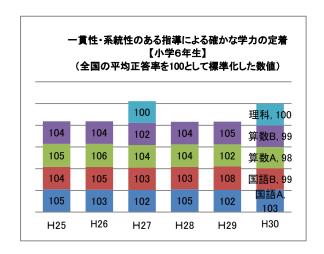


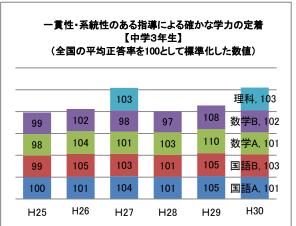
園支援:個人の特性はあっても困り感はみられないかごく軽微であり園生活において経過観察でよい要支援:集団生活において何らかの課題を有し、個別的な評価や事後支援、医学的な評価等を有する管理中:すでに医療機関・療育機関等でフォローをうけており本事業からの介入は不要である

## ■学力・学習状況

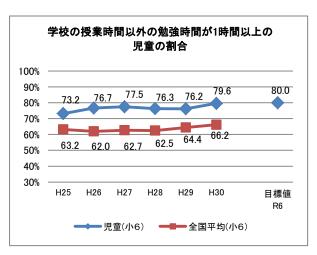
全国学力・学習状況調査結果では、正答率が概ね全国平均を上回って推移していますが、平成30年度においては、全国平均を少し下回る教科もあることや、学校ごとにさまざまな課題も抱えていることから、引き続き授業改善や、授業研究等を推進していく必要があります。

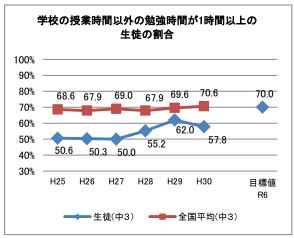
また、小中一貫教育の推進により、学習習慣の定着に向けた指導や取組みを行っている効果が徐々に表れてきましたが、学校の授業時間以外の勉強時間が1時間以上の児童生徒の割合は、小中学校とも目標値には届いていないため、家庭学習の充実に向けて家庭との連携を日常的に進め、小中学校での家庭学習習慣の定着をより一層図っていく必要があります。





資料:全国学力・学習状況調査

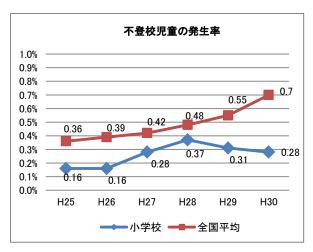


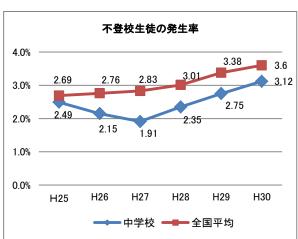


資料:全国学力・学習状況調査

#### ■不登校の状況

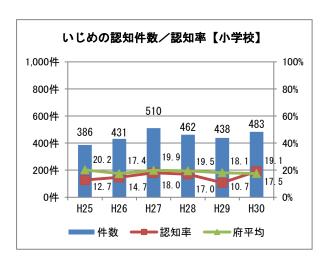
不登校児童生徒の発生率は、小中一貫教育の推進による各校園での未然防止を重点 とした取組みや確実な情報の共有等によって、不登校解消に一定の成果は見られまし たが、中学校では平成 28 年度より増加傾向にあります。引き続き「未然防止」に重 点を置き、より効果的な取組みを進めていく必要があります。

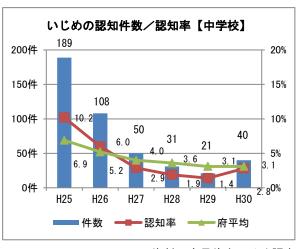




#### ■いじめの状況

いじめの認知件数は、児童生徒への日常の指導、実態把握や情報共有、小中一貫教育における各学園の取組み等により小中学校とも減少傾向にあります。引き続き、些細な兆候も見逃さない組織的な対応を行うとともに、認知件数のみにとらわれず、より丁寧な指導を継続していく必要があります。

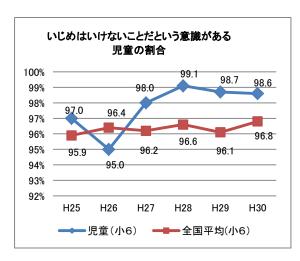


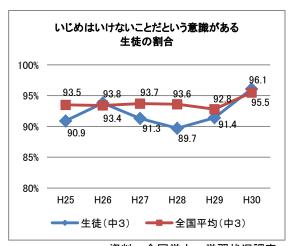


資料:京丹後市いじめ調査

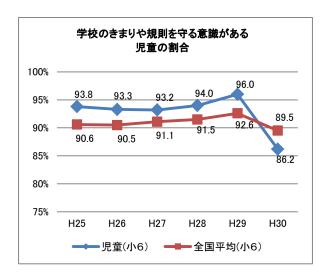
## ■児童生徒の豊かな心の育成と、規範意識の醸成について

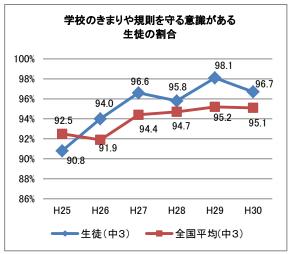
全国学力・学習状況調査や、京都府学力診断テストの児童生徒質問紙によると、「いじめはいけないことだという意識がある児童生徒の割合」や「学校のきまりや規則を守る意識がある児童生徒の割合」、「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合」は、いずれも高い水準で留まっており、規範意識の高まりや、人の気持ちを理解することの重要性、社会貢献への意識の高まりが育っています。引き続き、子どもたちの豊かな心の育成や規範意識の醸成を図ることができる教育活動や、丁寧な指導等を進めていく必要があります。



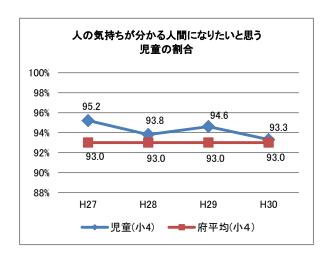


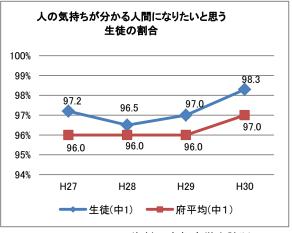
資料:全国学力・学習状況調査



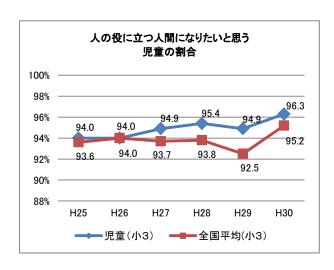


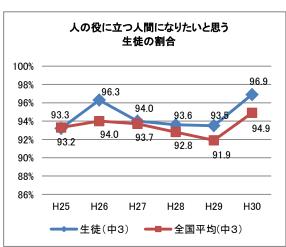
資料:全国学力・学習状況調査





資料:京都府学力診断テスト

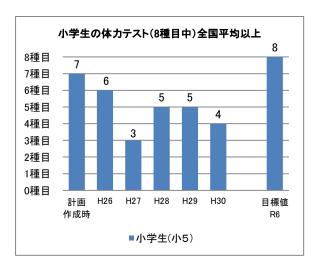


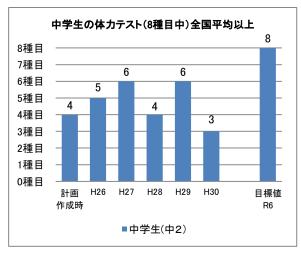


資料:全国学力・学習状況調査

## ■児童生徒の体力・運動能力の状況について

全国体力・運動能力・運動習慣調査結果によると、児童生徒の握力及び長座体前屈などの柔軟性が全国平均を下回っています。体育の時間だけでなく、教育活動等を通した体力づくりの取組み等により、意識的に課題のある運動能力についての克服を図り、バランスのとれた体力の向上を目指した取組みが必要です。

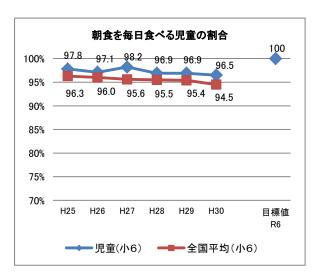


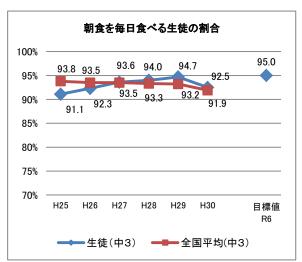


資料:全国体力·運動能力等調查

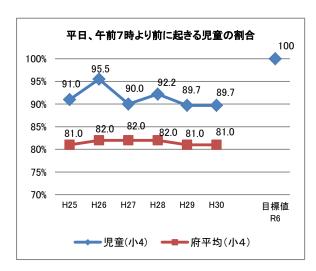
## ■児童生徒の生活の状況ついて

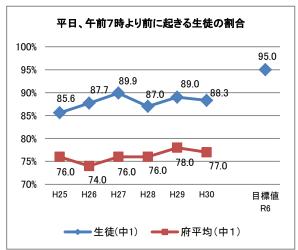
全国学力・学習状況調査や、京都府学力診断テストの児童生徒質問紙によると、「朝食を毎日食べる児童生徒の割合」、「平日、午前7時より前に起きる児童生徒の割合」、「平日午後11時より前に寝る児童生徒の割合」は、増減はあるものの小中学生ともに高い水準で推移しています。調査時期によっては大きく変動する現状もあるため、課題を共有し、具体的な家庭への啓発等による改善を図っていく必要があります。



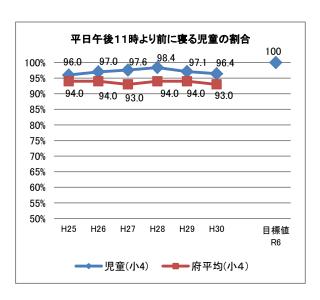


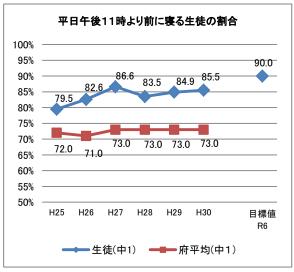
資料:全国学力·学習状況調査





資料:京都府学力診断テスト





資料:京都府学力診断テスト

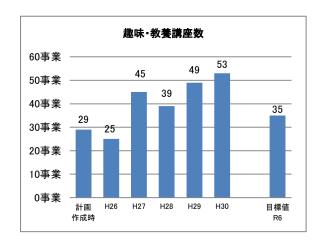


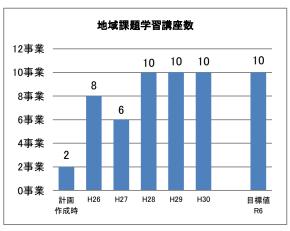
「小学校運動会」

## 4. 生涯学習環境について

## ■趣味・教養・地域課題学習講座について

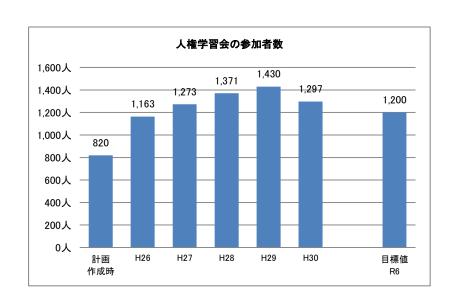
市民の学習ニーズや課題に応じた独自の事業を展開し、事業数、講座数は概ね目標値に沿って増加しています。今後もニーズの把握と講座内容の見直しや、地域の課題を的確に把握し、課題解決を目指した事業を推進する必要があります。





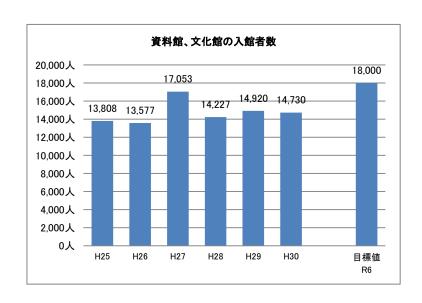
## ■人権に関する学習機会について

人権学習会の参加者数は、人権講演会や、子ども映画会、視覚障害者研修会等実施 していることで目標数値を達成していますが、参加者が固定化している傾向にあるた め、講演の内容についても、新たな人権問題に波及しているインターネットによる人 権侵害等に目を向けながら、多くの市民に幅広く人権について考える機会を提供する ことが必要です。



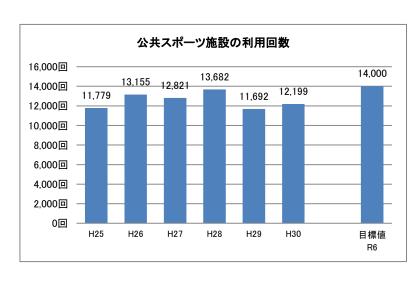
## ■文化財保護啓発事業について

文化財セミナーや京丹後史博士講座等を開催し郷土の歴史や文化財について学ぶ機会を提供し、郷土への誇りと愛着心を高め、丹後の輝かしい資源をさらに観光や地域振興に活かしていくことが必要です。そのために資料館、文化館での文化財の展示を通して、丹後の輝かしい文化財の普及啓発に努めることが求められています。



## ■スポーツ環境の充実について

成人の週1回以上のスポーツの実施率の向上を目指す本市において、市民のスポーツへの関心を高めるために、スポーツの楽しさを実感できる事業の創出が必要です。また、平成28年に実施したアンケートでは、スポーツの振興・発展のために「スポーツ施設の整備・充実」が一番に求められています。市民が気軽にスポーツ活動ができるよう、利用者のニーズと地域の意向に対応した施設の配置と管理運営を行う必要があります。



## 第3章 基本理念と視点

## 1. 基本理念

教育は、一人ひとりの個性や能力を開花させ、人生を豊かに、幸福にするための 基盤となるだけでなく、これからのふるさと京丹後を担う「人づくり」であり、まち づくりの根幹です。

本計画では、義務教育修了までに全ての子どもたちが、自立して社会で生き抜く基礎を育て、同時に市民が主体的に生涯を通じて学べる学習環境づくりを推進します。

そして、すべての市民がふるさと京丹後の伝統・歴史・文化・スポーツ等に愛着と誇りをもち、自らの考えで幸福な未来を着実に切り拓き、生涯にわたり誇り高く生き抜くことができる力を育むとともに、地域の絆を深め、自らの飛躍とまちの将来に向けて新しい価値を創りだす力を育む教育を目指します。

また、グローバル社会を生き抜くため、自分自身の考えにより、多様なジャンルへの学びを深め、どんな課題にも対応できる力を持った人となるための教育環境の提供を目指します。

以上のような考えに基づき、京丹後市が目指す教育を次のように定めます。

## 京丹後市が目指す教育

# 自立

一人一人が多様な 個性・能力を伸ばし、 充実した人生を主体 的に切り開いていく ことのできる生涯学 習社会

# 協働

個人や社会の多様性 を尊重し、それぞれの 強みを生かして、とも に支え合い、高め合い、 社会に参画することの できる生涯学習社会

## 創造

自立・協働を通じて 更なる新たな価値を 創造していくことの できる生涯学習社会

※国の「第3期教育振興基本計画」に継承された3つの理念(自立・協働・創造) (教育基本法第17条第2項に基づき、国が定める教育の振興に関する施策についての基本的な計画です。)

## 2. 視点

計画の基本理念を実現するため、施策の推進にあたって大切にする2つの視点を定めます。

## 視点1 10年間を見通した小中一貫教育を推進し、確かな学力と社会を生き抜く 力を育みます

京丹後市では、「京丹後市の学校教育改革構想」に基づき、就学前から中学校卒業までの10年間を一体と捉え、系統的で一貫した教育を進めています。今後、この教育改革をより確かなものとするために、学校園 (※注10) の連携を強化しながら、すべての中学校区で小中一貫教育を積極的に推進し、確かな学力の育成に努め、希望する進路の実現を目指します。

また、グローバル化や情報化等、社会の多様化が急速に進む中、子どもたち一人ひとりが生き生きと学び、多様な個性・能力を伸ばし、幸福な人生を主体的に切り拓いていくことのできる力を育みます。

## 就学前から中学校卒業までの10年間を見通した小中一貫教育

こども園・保育所	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
〇期		I斯				Ⅱ期	Ⅲ期		
就学前		基礎	期			充実期	発展期		

## 視点2 生涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりを推進します

子どもから大人まで、生涯にわたり心身ともに健やかに暮らすためには、だれもが 主体的に学ぶことのできる環境はなくてはならないものです。

また、市民が生涯にわたって学び続けるその成果を、次代を担う子どもたちの教育にも活かすこと、子どもの健やかな成長に関わる中で大人も子どもも、共に学びあうことのできる環境づくりが大切です。

京丹後市の豊かな歴史や文化、地域のつながりを最大限に活用し、ボランティアの協力を得るなど、学校園、家庭、地域及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働し、誰もが学びあうことのできる環境づくりを進めます。

<sup>※</sup>注10 保育所・幼保連携型認定こども園、小中学校の略称

## 3. 計画の体系

## 京丹後市が目指す教育

心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育 ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育

## 視点1

10 年 間 を見 通 た 小 中 貫教育を推 進 Ļ 確 か な学力と社会を生き抜く力を育み

ま

涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりを推進します

## 重点目標1

就学前の子どもの教育・保育 環境を充実します

## 重点目標2

確かな学力・生き抜く力を 育みます

#### 重点目標3

子どもを健やかに育む教育 環境を充実します

#### 重点目標4

豊かな人間性・社会性を 育みます

## 重点目標5

生涯にわたる豊かな学びを 支援します

#### 重点目標6

歴史・文化芸術を活かし、 豊かな感性と郷土への愛着 と誇りを育みます

#### 重点目標7

たくましく健やかな体づく りと生涯スポーツを推進し ます

## 施策の方向性

- ① 就学前教育の環境整備
- ② 保育所、認定こども園及び小学校 の連携強化
- ① 小中一貫教育の推進
- ② 学校園、家庭、地域の協働による教育 力の向上
- ③ 確かな学力の育成
- ④ 社会を生き抜く力の育成
- ① 子どもの安全・安心の確保
- ② 学校施設環境等の整備充実
- ③ 個に応じた支援体制の充実
- ④ ボランティアによる学習支援の推進
- ⑤ 教職員が子どもと向き合える環境づ くりの推進
- ① 人を思いやり、尊重する社会性の育成
- ② 生徒指導体制、教育相談体制の充実
- ③ 家庭・地域の教育力の向上
- ④ 文化芸術を通じた豊かな感性、情緒の 育成
- ① 生涯学習の体制づくり
- ② 人権教育の推進
- ③ 社会教育施設等の整備充実
- ① 豊かな歴史文化等を学習する機会の 充実
- ② 地域の文化財の総合的な保存と活用
- ③ 資料館施設等の整備充実
- ④ 文化芸術活動の推進
- ① 健康な体づくり
- ② 食育の推進
- ③ 地域スポーツ活動の推進
- ④ 競技力の向上
- ⑤ 社会体育施設等の整備充実
- ⑥ スポーツ観光のまちづくり

## 23

## 第4章 重点目標と主要な施策の方向性

京丹後市の教育の基本理念を実現するため、「第3章 計画の体系」において掲げた7つの重点目標の達成に向けて、現状と課題、基本的方針、施策の方向性、主な目標指標 (※注11) を示します。

## 重点目標 1. 就学前の子どもの教育・保育環境を充実します

## 【現状と課題】

京丹後市では、社会環境の変化に伴う多様な保育ニーズの高まりや少子化等に留意した保育所・幼稚園の適正配置を行うため、平成28年3月に策定した「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、施設の統廃合、幼保一体化(認定こども園への移行)及び保育所の民営化について取組みを進めています。

現在、市立の保育所が5か所、幼保連携型認定こども園が6か所、私立の保育所が3か所、幼保連携型認定こども園が1か所あります。

認定こども園では、午前中はすべての子どもに教育・保育が一体となったカリキュラムを提供し、また保育所においても就学前教育の視点を取り入れた教育・保育を提供しており、子どもの教育を受ける環境は向上しています。また、職員の意識改革や資質向上にもつながり、質の高い教育・保育を提供できる環境づくりが確立できつつあります。

保育所の民営化については、3 施設を民設民営、1 施設を公設民営へ移行し、長時間保育や休日保育など保育内容の充実が図られています。

保護者の就労状況が多様化するなか、長時間保育や休日保育の需要が高まるととも に、家庭環境の変化に伴い、乳児保育の利用が増加しています。また、特別な支援の 必要な幼児も増えており、多くの保育士等の保育従事者が必要な状況となっています。

生涯にわたる人間形成の基礎となる幼児期の教育・保育の重要性が考慮され、子育て家庭の負担軽減を図るため、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がはじまりました。引き続き、地域や家庭で安心して子育てをするために、家庭教育、就学前教育の一層の充実が求められています。

#### 【基本的方針】

就学前の子どもの健やかな育ちを確保するため、保育ニーズに応じた保育環境の整備はもとより、保育士や教員の資質向上及び専門性を高めるために研修機会を設けるとともに、教育・保育を総合的に提供できる環境づくりに取り組みます。また、小学校への円滑な接続を図るため、保育所、認定こども園及び小学校の連携を強化します。

地域や家庭で安心して子育てができるよう、地域の実情や保護者のニーズを的確に把握しサービス情報の周知徹底を図るとともに、子育てや就学前教育についての情報交換や気軽に相談できる場の確保に努めます。

<sup>※</sup>注 11 目標指標とは、重点目標の達成に向けた京丹後市教育委員会の取組みを評価するため、10 年後を見据 えた「指標」です。

## 【施策の方向性】

## 1. 就学前教育の環境整備

- ○保護者の就労状況等の家庭環境に関わらず、就学前の教育・保育を総合的に提供 できる環境整備を進め、待機児童ゼロの継続を目指します。
- ○子育て家庭の子育ての不安に寄り添いサポートする体制の強化を図ります。
- ○職員自身の自主的な資質向上を促すため、保育所・認定こども園の全職員を対象 とした研修や担任会、公開保育の実施、職員の交流機会の充実を図ります。
- ○保育所の民営化に伴い、長時間保育や休日保育の実施などサービスの拡充を行っています。今後も需要の高まりが想定できることから、さらなる民営化を検討していきます。

## 2. 保育所、認定こども園及び小学校の連携強化

○「京丹後市小中一貫教育保幼小接続モデルプラン」を参考に、各学園(中学校区) の接続プランを充実させて、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る ための取組みを一層進めます。



「こども園中学校交流活動」

## 【主な目標指標】

目標指標	計画作成時	現状値(H30)	目標値(R6)
病後児保育の実施事業所	0 か所	1 か所	1か所
数	(平成 25 年度)	1 73-171	1 (7-17)
子育て支援センター数	7 か所	8 か所	8 か所
	(平成 25 年度)	0 10 101	0 1/7)
一時預かり実施事業所数	6 か所	10 か所	l0 か所
· 可读// / 天/// 一 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(平成 25 年度)	10 % //	10 % //
保育所・こども園職員の	3 回	3 回	5 回
全体研修数	(平成 25 年度)	0 [2]	9 년
保育所・こども園待機児		0 人	0 人
童数ゼロの継続		0 /	0 /
   民営化保育所設置数		4か所	6 か所
八百几小日月以巨奴		(公設民営含む)	0 14-171

## 重点目標2.確かな学力・生き抜く力を育みます

## 【現状と課題】

少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校の小規模化が進んでいます。そうした中、児童生徒数・学級数の適正規模を確保し、多様な学習指導や多角的な人間関係の育成を図るため、平成22年12月に「京丹後市学校再配置基本計画(平成28年9月見直し)」を策定し学校再配置事業に取り組んできました。

また、学校再配置による教育環境をより発展させるため、平成24年11月には「京 丹後市の学校教育改革構想」を策定しました。この構想に基づき、就学前から中学校 卒業までの系統的で一貫した教育を行うため、平成28年度から全中学校区に施設分 離型の小中一貫教育を導入し、10年間を見通した教育の推進に取り組んでいます。

児童生徒の基礎的な学力は概ね全国平均以上にあるものの、知識や技能を活用する力に課題が見られます。グローバル化や情報化等、変化の激しい社会を生きていくためには、知識や技能のみならず、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、主体的に学びに向かう力等に加え、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決する力が求められており、ICTの活用等も図りながら、その能力を育成していくことが求められています。

学校教育改革の推進によって、変化の激しい社会を生き抜くことのできる子どもを育むためにも、教職員の資質向上はもちろんですが、学校園、家庭及び地域が協働し、社会全体で子どもの教育に取り組む体制整備が求められています。

#### 【基本的方針】

小中一貫教育を柱とする学校教育改革の推進により子どもの成長に応じた指導の 一貫性を確保する体制を充実することで「確かな学力」を育み、あわせて、学校園、 家庭及び地域が協働し、相互に連携しながら教育力の向上を図ります。

一人ひとりの個性や能力、確かな学力を育むとともに、地域社会への理解と関心を 高め、グローバル化や情報化等の社会の変化に対応するなど、将来への夢と希望を基 盤として未来を切り拓くことのできる「生き抜く力」を育みます。

少子化の進行による学校の小規模化が予想されるなか、取組んできた学校再配置の 評価・検証を行い、今後の学校の適正配置を検討します。

## 【施策の方向性】

## 1. 小中一貫教育の推進

- ○学校教育改革構想に基づき、子どもたちの「確かな学力」と「社会を生き抜く力」 を育む小中一貫教育を推進します。
- ○学園(中学校区)を単位とした共通の目指す子ども像を設定し、その実現に向けて系統的で一貫性のある学校園の教育活動を一層進めます。
- ○小中一貫教育等について保護者や地域の理解を深めるとともに連携を強化する

ため、教育フォーラムを開催するなど、学校教育改革に関する情報提供・共有の機会を拡充します。

- ○学識経験者や市民、保護者及び学校園関係者等が、学校教育改革を適切に検証、 評価し、取組みの改善を進めます。
- ○小中一貫教育等における目標の実現状況や教育活動の成果が明らかになるよう、 学校・学園評価の充実に努め、地域とともにある学校・学園づくりを推進します。

#### 2. 学校園、家庭、地域の協働による教育力の向上

- ○子どもの発達や学習の特性等に応じた系統的で一貫性のある教育課程により、すべての学校園で就学前から中学校卒業までの系統的な指導を実施するとともに、 小中学校の接続期の指導を充実します。
- ○新学習指導要領に求められる教職員の資質・能力を育成するため、授業実践力や本市の児童生徒の現状を踏まえた生徒指導力を高める研修を充実します。
- ○加配教職員やスクールサポーターを効果的に配置し、児童生徒一人ひとりの学習 状況や特性に応じた指導体制を整えます。
- ○京丹後市への理解を深め、郷土への愛着と誇りを高めるとともに、地域生活への 意欲を系統的に育む「丹後学」を、地域の人々の協力と参画により、すべての小 中学校で実施します。
- ○子どもたちの基本的な生活習慣や家庭学習習慣の確立等について、学校園と家庭 が連携した取組みを充実します。
- ○学校園、家庭及び地域が育みたい子ども像や課題を共有し、連携・協働して進める地域の教育環境づくりを推進します。
- ○地域と学校の連携・協働の下、学校の教育活動に地域のボランティアが参画する 「地域学校協働本部事業」を推進します。
- ○放課後における学習や体験活動の充実に向け、学校、家庭及び地域が連携し、地域ぐるみの学習環境の体制づくりを進めます。

#### 3. 確かな学力の育成

- 〇小中一貫教育により校種間を円滑に接続し、就学前から中学校卒業までの 10 年間を見通した学習指導を充実します。
- ○全国学力・学習状況調査の結果が、現在、全国・府平均を概ね上回っている学力 についても、診断結果をもとに児童生徒の学力状況をきめ細かく把握するととも に、分析結果を活用した指導改善により、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細か な指導を継続的に行います。
- ○すべての教科や特別活動に「言語活動」や「コミュニケーション活動」の充実を 位置付け、系統的・継続的な指導を行います。
- ○「丹後学」において京丹後市の学習素材を活かした体験的な学習や問題解決的な 学習を行うなど、児童生徒が目的意識を持って主体的に取り組む学習を充実しま す。
- ○主体的に学びに向かう力や思考力、判断力、表現力等、習得した知識や技能を活 用する力を育成するため、教育実践モデル校等を指定し、その実践と成果をすべ

ての学校園に普及します。

- ○家庭学習が定着するよう、学校園と家庭が連携して児童生徒の主体的な学習習慣 を育成します。
- ○学校支援ボランティアや大学のもつ専門性を活用したり、小中学校と高等学校が 積極的に連携・交流したりするなど、児童生徒の知的好奇心や学習意欲を育むた めの取組みを充実します。

## 4. 社会を生き抜く力の育成

- ○子どもたちが将来、社会的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方・働き方を実現する力を身に付けるため、就学前教育から義務教育修了時まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育 (注 12) を推進します。
- ○「丹後学」において、郷土とそこに生きる人々を通した探究活動を充実し、自己 の生き方・あり方について深く考える力を育てるとともに、児童生徒の将来への 夢や希望を育みます。
- ○児童生徒の学習に対する興味・関心や意欲と学習効果を高めるとともに、学習の 基盤となる資質・能力である情報活用能力を育成するため、情報通信ネットワークやコンピュータなどの I C T環境を整備します。
- ○小学校低学年から英語に親しむ活動を充実するなど、国際社会に生きる日本人と しての基礎的な能力を系統的に育成します。
- ○国際感覚を持ちグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、多文化共生社会の視点に立ち、諸外国の文化や伝統を理解し興味・関心を深める国際理解教育を推進します。
- ○環境の保全や主体的に環境に働きかける実践的態度・能力を育成するため、身近な環境に関心を持ち人間と環境との関わりについて理解を深める環境教育を推進します。



「中学生海外派遣事業 (ニュージーランド)」

<sup>※</sup>注 12 キャリア教育とは、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き 方を実現するための力を育むことなどを主眼として行われる教育のこと。

## 【主な目標指標】

目標指標	計画作成時	現状値(H30)	目標値(R6)
学校園関係者による			
中学校区 (学園) ご	実施中学校区	全中学校区(学園)	
との検証・評価・取	0 校区	で実施 6	
り組みの改善のサイ	(平成 25 年度)	(平成 29 年度)	
クルの確立			
	小学生 73.2%		
学校の授業時間以外	中学生 50.6%		
の勉強時間が 1 時間	※文部科学省「全国学力·	小学生 79.6%	小学生 80%以上
以上の児童生徒の割	学習状況調査」児童生徒質	中学生 57.8%	中学生 70%以上
合	問紙(平成 25 年度)		
	小6・中3		
一貫性・系統性のあ	小中学校各教科の	小学校 国語Aのみ	市平均の
る指導による確かな	全国平均正答率	全国平均以上	全教科全国平均
学力の定着	※毎年の文部科学省「全国	中学校 全教科	以上
于月97足相	学力・学習状況調査」	全国平均以上	以上
	中学生 70.0%		
将来の夢や目標を持	※文部科学省「全国学力·		
っている生徒の割合	学習状況調査」生徒質問紙	中学生 72.0%	中学生 90%以上
	(平成 25 年度)		
	中 3		

## 重点目標3. 子どもを健やかに育む教育環境を充実します

## 【現状と課題】

学校は、すべての子どもにとって安全・安心な学習と生活の場であり、健やかな成長を保障する教育の場です。

近年、大規模災害や子どもを巻き込む悪質な事件・事故が増加しています。学校に おける安全保障とあわせて、地域と連携した児童生徒の安全確保の取組み、また児童 生徒が自らの安全を確保できる力を育成することが求められます。

さらに、災害発生時には地域住民の避難場所となることから、児童生徒の安全教育の取組みに合わせて、防災施設として関係機関との連携を図る必要もあります。

京丹後市の学校施設については、学校再配置に伴い拠点校の教育環境の整備を進めるとともに、学校施設耐震化計画に基づく耐震化や普通教室の空調化を進めてきたところですが、学校施設も老朽化していくことから、今後、学校施設全体について、各施設の現状を的確に把握し、計画的な維持・管理を図る必要があります。

また、学校再配置によって校区が拡大している学校も多いことから、児童生徒がより安全に通学するための環境整備も必要となっています。

さらに近年、発達障害をはじめ、発達が気がかりな子どもや医療的ケアの必要な子どもなど、配慮を要する子どもが増加している中、障害者権利条約の批准を受け、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育(※注13)の進展が求められています。

京丹後市においても、個々のニーズに柔軟に対応した教育的支援等の合理的配慮の 提供が必要であり、特別支援教育の推進をはじめとして、発達上、心理上及び環境上 の配慮を要する子どもへの支援体制の整備が求められています。

学校教育における課題が複雑化・多様化する中、教職員の勤務実態は大変厳しい状況にあります。国・府の教職員の働き方改革の取組方針等を踏まえ、学校における業務改善の促進を図る必要があります。

#### 【基本的方針】

災害や事件・事故等に備えた安全確保のため、学校施設の老朽化対策等を計画的に 進めるとともに、児童生徒が自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育 や、また、ボランティアの協力を得る等、地域が一体となって支える教育環境づくり を進めます。

また、年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、すべての子どもの健やかな育ちを保障する教育環境を整備します。

教職員の業務改善・時間外勤務縮減を強力に実行し、教職員が一人ひとりの子どもに向き合える環境を整備します。

<sup>※</sup>注13 インクルーシブ教育とは、障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育

## 【施策の方向性】

## 1. 子どもの安全・安心の確保

- ○児童生徒を事件や事故から守るため、スクールガード・リーダーによる巡回指導 や子ども安心パトロール車の運行等、保護者や地域ボランティアの協力を得なが ら、学校内外における安全確保に努めます。
- ○学校再配置による校区の拡充に伴い、遠距離通学用スクールバスの安全な運行管 理及び車両管理を実施します。
- ○児童生徒自身の危機対応能力を育むため、各学校の危機管理マニュアルに基づく 防災教育や安全教育を計画的・継続的に実施します。

## 2. 学校施設環境等の整備充実

- ○少子化の進行を踏まえ、適正な学校規模を検討する中で、必要な施設整備を進めます。
- ○教育環境の維持・改善のため、トイレの洋式化をはじめ学校施設・設備の改修、 修繕等を計画的に進めます。
- ○児童生徒の安全確保に向け、計画的かつ効果的な学校施設の老朽化対策を進めます。
- ○安全・安心な学校給食を提供するため、より衛生的で安全性を重視した給食施設 の整備を計画的に進めます。

## 3. 個に応じた支援体制の充実

- ○発達障害等を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな 支援により教育の一層の充実を図るため、学校園と保護者、行政、医療及び関係 機関等が広く連携し、乳幼児期から青年期までを見通した特別支援教育の体制整 備を進めます。
- ○外国語を母語とするなど日本語の習得が十分ではない児童生徒に対し、スクール サポーターを配置するなど個別に日本語支援を行う体制を整備します。

## 4. ボランティアによる学習支援の推進

- ○市民のボランティア意識を高め、地域と学校の連携・協働の下、学校の教育活動 に地域のボランティアが参画する「地域学校協働本部事業」の推進など自らの知 識や学習で培った技術などを学校で、児童に紹介する機会づくりを進めます。
- ○市民ボランティアが、地域の中で、子どもたちの活動を支える環境づくりを進めます。

#### 5. 教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進

- ○本市の教職員の働き方改革実行計画を強力に進め、教職員が心身ともに健康で、 一人ひとりの子どもに颯爽と向き合える環境づくりを推進します。
- ○教職員のメンタルヘルス対策の推進、校務支援システムの活用、部活動指導員の 配置等、教職員の負担を軽減する取組みを推進します。

○「京都式チーム学校」<sup>(※注 14)</sup>をより良く機能させるために、多様な専門性を有する人材の配置充実や学校体制の強化を図り、学校現場における業務改善の取組み・教員の負担軽減策を推進します。

## 【主な目標指標】

目標指標	計画作成時	現状値(H30)	目標値(R6)
市立小学校の耐震化	88.5% (平成 25 年度)	100%	
市立中学校の耐震化	93.5% (平成 25 年度)	100%	
非構造部材の耐震対 策	0% (平成 26 年度) 調査中	100%	
児童生徒用トイレの 洋式化整備校数	_	小学校:9校 中学校:1校	小学校:17校 中学校:6校
学校支援ボランティ ア登録者数	427 人	572 人	600 人
時間外勤務月 45 時間 超(年平均)の教職 員数	_	小学校 159 人(60.0%) 中学校 121 人(82.3%) 合計 280 人 (70.0%)	0人



「読み聞かせボランティア」

<sup>※</sup>注14 京都式チーム学校とは、複雑化・多様化する教育課題に的確に対応するため、教員が多様な専門性を持つ人材とチームとして連携・分担する体制を学校や地域の実態を踏まえて整備・強化した上で、校長のリーダーシップの下、学校運営や教育活動を組織的にマネジメントすることにより、教員の負担軽減を図り、それぞれの教員や人材がその持てる能力を十分に発揮し、子どもをしっかりと指導できる学校として、京都府がその実現を目指す学校の在り方

## 重点目標4.豊かな人間性・社会性を育みます

## 【現状と課題】

近年、いじめによる児童生徒の自殺等、児童生徒を取り巻く社会問題は深刻化しています。どのようなことがあっても、人が自らの生命を絶つようなことはあってはなりません。そのためには、人を思いやり、生命を尊重する心や、規範意識など、子どもたちの豊かな人間性・社会性を育むとともに、自己肯定感や自尊感情を育むことが必要です。

京丹後市の児童生徒を対象とした意識調査の結果によると、自己肯定感や自尊感情は全国平均に及ばないこともあり、学年が上がるにつれてその割合が増加する傾向がみられます。

生徒指導上の諸問題のうち暴力事象及び不登校の状況は減少してきましたが、近年 ほぼ横ばいで推移しています。暴力事象は、規範意識や耐性の育ちの弱さなど様々な 課題が継続している状況です。

また、不登校となっている児童生徒の多様な要因や背景には、人間関係づくりやコミュニケーションの力、社会性の育ちなどの弱さや発達特性に起因する場合が多い状況であるため、引き続き取り組むべき重要な課題となっています。

臨床心理士による教育相談を実施するとともに、教育支援センター「麦わら」を拠点とし、専門職員が不登校の児童生徒及び保護者一人ひとりの状況に応じた相談支援を行っています。

児童生徒を取り巻く課題については、学校におけるきめ細かな指導を基礎としつつも、家庭・地域の協力なくしては解決することができないものです。また、豊かな人間性・社会性は、多様な価値観や文化とのふれあい、家庭や地域の多様な人々との交流、子どもたち自身の様々な体験を通して育まれるものです。近年保護者の就労形態の多様化、家庭環境や社会環境の変化に伴い、放課後の過ごし方についても課題が見られるため、学校内外において、生涯にわたってそうした体験が得られるような機会やしくみが求められています。

#### 【基本的方針】

学校園、家庭、地域及び行政の協働により、子どもたちが周囲からの愛情や信頼、 期待などに「包み込まれているという感覚」を育むとともに、人や社会との絆、思い やりを大切にする豊かな人間性・社会性を育みます。

また、不登校等の課題がある児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。

## 【施策の方向性】

- 1. 人を思いやり、尊重する社会性の育成
  - ○小中一貫教育による学校園や校種を超えた交流授業や合同行事など、多様な集団

での活動を充実し、子どもたちの自尊感情を高めるとともに、豊かな人間関係や 社会性を育みます。

- ○生命を大切にする心や他人を尊重する心などを育むとともに、新たに教科となった道徳科をはじめ、すべての教育活動において、就学前から中学校卒業までの系 
  統性・一貫性のある道徳教育や人権教育を推進します。
- ○地域の人々との幅広い交流の機会を拡充することで、ルールやマナー、社会常識、 社会性を育みます。
- ○各学園(中学校区)において、学校園、家庭及び地域が子どもたちの生活実態や 課題を共有し、規範意識や社会性を高める取組みを協働して進めます。
- ○情報機器の適切な使用やSNS (※注15) に代表される情報通信ネットワークのルール・モラル等について、児童生徒の実態に応じて具体的に指導するとともに、専門家や保護者、学校支援ボランティア等と連携し、系統的かつ一貫性のある指導体制を整備します。

## 2. 生徒指導体制、教育相談体制の充実

- ○子どもたちが集団生活を通して課題を解決する意欲と実践力を身に付けることができるよう、一人ひとりの生活実態の把握や内面理解の充実を図ります。
- ○学校園の状況に応じてスクールサポーターを配置するなど、子ども一人ひとりの 課題やニーズに対応するきめ細かな支援体制を整備します。
- ○京丹後市いじめ防止等基本方針に基づき、組織体制の整備を行うとともに、関係機関と連携し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ○不登校等の児童生徒の多様な実態と課題に対応し、学校復帰と社会的自立を支援 するため、教育支援センター「麦わら」の相談・支援体制の充実及び機能強化を 図ります。

#### 3. 家庭・地域の教育力の向上

- 〇各学園(中学校区)の学校園、家庭及び地域が、育みたい子ども像や児童生徒の 実態及び課題を共有し、緊密に連携して指導を行う仕組みづくりを進めます。
- ○家庭は自己肯定感や豊かな心、他者に対する思いやりや命を大切にする気持ちなどを養う最も重要な役割を担う場ととらえ、PTA等と連携しながら、乳幼児期から思春期(中学生)までの子どもの成長段階に応じた家庭教育支援を進めます。
- ○子どもの豊かな人間性・社会性を育むとともに、孤立しがちな親や子育てに悩みを抱えている親への支援等のため、家庭子ども相談室による相談や関係機関の連携による支援を実施します。また、家庭教育支援チームの活動を進めるとともに、関係団体の活動を支援します。
- ○子どもたちが身近な地域で体験や交流ができる活動の充実を図る。
- ○子どもたちの放課後の居場所づくりのため、地域ボランティアの協力を得て様々な体験活動、地域住民との交流活動を行うとともに、地域における子どもたちの活動拠点を確保するための事業の拡充を進めます。
- ○保護者の就労状況の多様化や家庭環境の変化に伴い、放課後における児童の健全

育成を図るため実施している放課後児童健全育成事業の利用が増加しています。 利用ニーズを的確に把握するとともに、サービス体制や施設環境の整備を推進し、 待機児童ゼロを継続します。

また、青少年の健全育成と安全・安心な地域づくりのため、青少年健全育成会をはじめ、関係団体と連携した効果的な活動を進めます。

#### 4. 文化芸術を通じた豊かな感性、情緒の育成

- ○子どもが生涯にわたって自然や歴史、仲間、多様な人々と関わり合う体験活動や、 学校支援ボランティア等の専門的な知見や技能を活用するなど、我が国や京丹後 市の伝統文化や自然環境、文化・芸術等に親しみ、学ぶ機会を充実します。
- ○学校園や家庭での読書活動により子どもの豊かな情緒を育むため、関係機関・団体等との連携・協力関係をさらに強化し、学校園、家庭及び地域が一体となった取組みを進めるとともに、学校図書館の機能強化を図ります。



「田植え体験」

<sup>※</sup>注 15 SNSとは、Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会といった目的を掲げ、各社がサービス行っている。「コミュニティー」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織

目標指標	計画作成時	現状値(H30)	目標値(R6 年)
不登校児童生徒の発 生率	小学校 5 人/0.16% 中学校 47 人/2.49% (平成 25 年度)	小学校 7 人/0.28% 中学校 45 人/3.12%	減少させる
いじめの認知件数/ 認知率	小学校 386 件/12.7% 中学校 189 件/10.2% ※平成 25 年度 2 学期末現在(参考)	小学校 483 件/19.1% 中学校 40 件/2.8% (平成30年度2回目)	減少させる
認知されたいじめの 年度内解消率	小学校 357 件/92.5% 中学校 181 件/95.8% ※平成 25 年度 2 学期末現在(参考)	小学校 415 件/91.0% 中学校 38 件/95.0% (いじめの解消要件が 定義されたため、平成 30 年度第 2 回調査の追 跡調査結果を記載)	100%
いじめはいけないこ とだという意識があ る児童生徒の割合	小学生 97.0% 中学生 90.9% ※文部科学省「全国学力・学習 状況調査」 児童生徒質問紙 (平成 25 年度) 小 6・中 3	小学生 98.6% 中学生 96.1%	増加させる
学校のきまりや規則 を守る意識がある児 童生徒の割合	小学生 93.8% 中学生 90.8% ※文部科学省「全国学力・学習 状況調査」 児童生徒質問紙 (平成 25 年度) 小 6・中 3	小学生 86. 2% 中学生 96. 7%	増加させる
人の気持ちが分かる 人間になりたいと思 う児童生徒の割合	小学生 94.4% 中学生 95.2% ※文部科学省「全国学力・学習 状況調査」 児童生徒質問紙 (平成 25 年度) 小 6・中 3	小学生 93.3% 中学生 98.3% (全国学力・学習状況 調査の児童生徒質問 項目から外れたため 京都府学力診断テス ト質問項目による) 小4・中1	増加させる
人の役に立つ人間に なりたいと思う児童 生徒の割合	小学生 94.0% 中学生 93.2% ※文部科学省「全国学力・学習 状況調査」 児童生徒質問紙 (平成 25 年度) 小 6・中 3	小学生 96. 3% 中学生 96. 9%	増加させる

目標指標	計画作成時	現状値 (H30)	目標値(R6)
自分にはよいところ があると思う児童生 徒の割合		小学生 82.4% 中学生 74.0% ※文部科学省「全国学 力・学習状況調査」 児童生徒質問紙 小6・中3	増加させる
住んでいる地域の行 事に参加している児 童生徒の割合	_	小学生 86.1% 中学生 83.3% ※文部科学省「全国学 力・学習状況調査」 児童生徒質問紙 小 6・中 3	維持する
放課後児童クラブ待 機児童数ゼロの継続	_	0人	0人

### 重点目標5. 生涯にわたる豊かな学びを支援します

#### 【現状と課題】

「学び」とは、本来、学校園で行われる教育だけではありません。社会人はさらなるキャリアを積むための学び、また子育て世代では子どもの豊かな心を育むための学び、そして高齢者は高齢期を安心で充実したものにするための学びが必要であるように、私たちにはライフステージに応じた学習機会が必要です。

また、近年の急速な少子高齢化やグローバル化等の進行により、社会は激しく変化し続けています。そうした中で、若年層のひきこもりや高齢者の孤立死など、地域社会を取り巻く課題も多様化・複雑化しています。

社会教育は、本来すべての人が社会の変化に適応した豊かな人生を送ることに寄与することはもちろん、生涯を通して一人ひとりの潜在能力を伸ばすことで、地域で支えあう人づくりを進めるとともに、様々な地域課題を解決する人材を育成するという重要な役割も担っています。

京丹後市では、これまであらゆる機会や場所を通して、市民の生活に即した課題について学ぶための学習機会や情報を提供してきました。また、公民館を拠点として相互学習や住民交流を進めるとともに、図書館を中心として自己学習及び資料収集の場の提供に努めてきました。

今後はより一層、若年期から高齢期まで、生涯を通してライフステージに応じた学びや必要な情報を得ることができる生涯学習社会への環境づくりが求められています。同時に地域社会が抱える課題の解決に向けた効果的な学習や実践活動の方向性について関係部局と情報を共有しながら取り組むために、全市的な生涯学習を進める体制づくりが求められています。

#### 【基本的方針】

まちづくりや福祉等多様な分野の関係部局、また学校園、保護者、地域住民、企業、大学等の多様な主体との協働により、住民相互のネットワークづくりを進め、子どもから大人まで、だれもが生涯にわたり学び続けることができ、その成果を地域社会に還元することのできる環境づくりを進めます。

#### 【施策の方向性】

#### 1. 生涯学習の体制づくり

- ○市民の多様な学習ニーズや地域課題に対応するため、学習内容の評価・検証や情報提供等を進めます。
- ○市民の自主的かつ自発的な学習の場である図書館の機能の充実と利用の促進を 図ります。
- ○市民の身近な学習及び交流の拠点である中央公民館及び地域公民館の活動の充 実を図るとともに、地区公民館との連携を強化することによって、地域での公民

館活動を支援します。

○多様化する地域課題に対応するため、地区公民館機能を含む新たな地域コミュニティ組織の立ち上げなど、公民館と地域コミュニティのあり方について見直しの検討を進めます。

#### 2. 人権教育の推進

- ○人権啓発推進協議会の活動の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、人権に関する正しい理解と認識を高める活動を進めます。
- ○さまざまな人権問題について関係法律の理念にのっとり、正しい理解と認識を深めるため、学校園、家庭及び地域など、身近な場での学習機会の充実と促進を図るとともに、関係機関・団体と連携し、職員及び指導者の資質向上を図るための学習機会の提供に努めます。

#### 3. 社会教育施設等の整備充実

- ○公民館や図書館等をはじめとする社会教育施設の設備・機能の充実を図り、社会 教育の実践活動を行う環境整備を進めます。
- ○老朽化が進んでいる社会教育施設は、利用者の安全・安心に資するため、計画的 な整備改修を検討します。
- ○市民の情報拠点であり、憩いの場である市立図書館の今後のあり方について、検 討を進めます。

目標指標	計画作成時	現状値(H30)	目標値(R6)
青少年の体験活動事 業数	42 事業	55 事業	60 事業
趣味・教養講座数	29 事業	53 事業	35 事業
地域課題学習講座数	2 事業	10 事業	10 事業
高齢者大学の参加者 数	789 人	824 人	1,000 人
人権学習会の参加者 数	820 人 (平成 25 年度)	1, 297 人	1, 200 人
図書の年間貸出冊数 (市民1人当たり)	5.2 冊 (平成 25 年度)	5. 14 冊	7.0 ⊞
地域公民館施設の利 用回数	_	5, 818 回 (平成 29 年度)	7,000 回

# 重点目標 6 歴史・文化芸術を活かし、豊かな感性と郷土への愛着と 誇りを育みます

#### 【現状と課題】

京丹後市は、古代「丹後王国」と称されるように、網野銚子山古墳、赤坂今井墳墓などの重要な遺跡を持つとともに、琴引浜など世界に誇れる美しい豊かな自然環境に恵まれ、山陰海岸国立公園、山陰海岸ジオパークに認定されています。

また、江戸時代から丹後を支えた基幹産業としての丹後ちりめんは、「300年を紡ぐ 絹が織り成す丹後ちりめん回廊」として日本遺産に認定されました。

これらの歴史文化や自然環境への理解を深めるため、講演会・講座などの開催、資料館等での文化財の展示公開や見学会等にも取り組んでいます。

残された貴重な文化財の保全を図るため、文化財の修理や民俗芸能の継承に補助金を交付し、史跡の管理や史跡整備による保存活用を進めています。

また、市史編さん事業等により調査した京丹後市の優れた文化財を広く普及啓発し 活用することが求められています。

丹後の歴史を理解し多くの市民が京丹後市の歴史や貴重な文化等に対して理解を 深める機会を充実していくとともに、地域の文化財をまちづくりに活かし総合的な保 存と活用を図る必要があります。

学校園では、学校支援ボランティア等とも連携し、身近な地域や市の歴史・文化・自然等を学習素材とした地域探究活動、体験活動を積極的に進めており、平成 26 年度には京丹後市の歴史・文化・環境・産業等について系統的に学ぶ「丹後学」を導入しました。

「丹後学」の実施にあたっては、地域の人々の積極的な参画を促し、子どもたちが 京丹後市の様々な人の生き方や考え方にふれ、郷土への愛着と誇りを育むとともに、 将来への夢と希望を育む環境づくりが求められています。

文化芸術活動を推進するため、主体的な活動を行う文化活動団体への支援を行い、 市民が優れた文化芸術に触れる機会の提供及び市民による文化活動の充実に努めて きています。

#### 【基本的方針】

学校・地域の連携により、京丹後市の歴史・文化等を学ぶ「丹後学」を進めるなど、子どもたちのふるさとへの愛着と誇りを育みます。また、市内の豊富な歴史文化資源の保護・活用に取り組み、資料館施設の整備充実と併せて、歴史文化について深い理解と関心を持つ人材の育成・活用を進めます。

また、市民や団体による主体的な文化芸術活動等を推進することにより、文化の薫り高いまちづくりに寄与します。

#### 【施策の方向性】

#### 1. 豊かな歴史文化等を学習する機会の充実

- ○京丹後市の歴史・文化・自然等を活用した学習を充実するため、小中一貫教育による「丹後学」を積極的に展開します。特に、世界ジオパークに認定された山陰 海岸ジオパークの地質遺産を活用し、小学生を対象にフィールド学習を実施します。
- ○子どもたちが地域の人々の仕事や生き方にふれることは、地域を再発見すること につながります。学校支援ボランティアや丹後の歴史に精通した京丹後史博士等 を活用し、地域の人々が学校園の教育活動を積極的に支援する体制を拡充します。
- ○文化財セミナーや京丹後史博士育成講座、文化財の見学等、市民を対象とした歴史・文化の学習機会を充実します。また、京丹後史博士等の人材活用を図り歴史文化財の普及啓発に努めます。

#### 2. 地域の文化財の総合的な保存と活用

- ○市内の貴重な歴史・文化等を保護し後世に伝えるため、文化財の管理や建造物等の修繕、郷土芸能の道具の更新、映像記録作成等を通して文化財の保全と活用を図り、伝統芸能を継承していきます。
- ○京丹後市史編さん事業や発掘調査等の文化財調査での成果や刊行物を基に、郷土 の文化財を活用し市内外の人々の理解を深める活動を進め、地域づくりに活かし ます。
- ○京丹後市ホームページのデジタルミュージアム、文化財ライブラリーなどインターネット環境を活用して、丹後の優れた文化財、調査成果について発信していきます。
- ○古代丹後を代表する網野銚子山古墳、赤坂今井墳墓等の史跡をはじめ、地域文化 財の総合的な保存と活用を進めることで郷土への誇りと愛着を培います。併せて 文化財保存地域活用計画を策定し、丹後の輝かしい資産を観光や地域振興に積極 的に活かします。

#### 3. 資料館施設等の整備充実

- ○市内の資料館施設で郷土の歴史や文化財の展示会を開催し、市民や市外の人々に、 巨大古墳に象徴される古代丹後の輝かしい歴史や、それ以降の丹後の歴史、丹後 ちりめん、文化財や鳴き砂、ジオパーク等について理解してもらうための普及啓 発を図ります。
- ○児童生徒を対象とした社会科学習、郷土学習を進めます。
- ○郷土の歴史や文化財の調査を進め特別展示、企画展を開催すると共に貴重な資料 を保管し後世に伝えます。
- ○資料館施設の整備充実を図り、市内外の人々が歴史や地域の文化財への関心を高める活動を推進します。

#### 4. 文化芸術活動の推進

○文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関及び団体と

連携し、地域の特色を活かした文化事業を行うとともに、市民の自発的かつ日常的な文化芸術活動を支援します。

○市民の豊かな心を育むため、丹後文化会館など関係施設を活用して、市民が優れた文化芸術に親しむ機会を充実させるとともに、丹後文化会館の改修に向け京都府に対し要望活動を進めます。



「文化財セミナー」

目標指標	計画作成時	現状値(H30)	目標値(R6)
文化財セミナー、京丹後	1,468人	1 201 k	1,700人
史博士講座等の文化財事 業参加者数	(5 事業 17 講座) (平成 25 年度)	1,384 人	1,700 人
資料館、文化館入館者数	13, 808 人 (3 施設) (平成 25 年度)	14,730 人	18,000 人
史跡整備	史跡整備 6 遺跡 (平成 25 年度) ※京丹後市文化財 マスタープラン	7 遺跡	8 遺跡
京丹後史博士の認定者数	_	66 人	120 人
文化協会加盟サークル数	170 団体	157 団体	200 団体
文化芸術事業の開催回数	ı	80 回	100 回
京都府丹後文化会館利用者	_	39, 558 人	42,000 人

### 重点目標7. たくましく健やかな体づくりと生涯スポーツを推進します

#### 【現状と課題】

生涯にわたって健康に暮らすことはすべての人の願いであり、そのためには子どもから高齢者までが、気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが必要です。また、スポーツ活動は市民の健康増進に寄与するだけでなく、より豊かで充実した生活を送るためにも欠かせないものです。

特に、子どもの頃にスポーツを体験し、身体能力や健康への知識の基礎を育むことは非常に重要です。京丹後市の児童生徒の体力・運動能力は全国平均と比較して大きな課題はみられませんが、スポーツにおける競技力のさらなる向上が課題となっています。

京丹後市では各地域でスポーツ教室を実施するなど、子どもから高齢者まで、年代 や体力及び目的に応じてスポーツに取り組む場を積極的に提供しています。

しかし、スポーツ教室等の参加者が少ないなど、運動不足を感じながらもスポーツ に取り組んでいない市民が依然として多い状況にあります。

このため、子どもの健康な体づくりとあわせて意欲をもってスポーツに取り組む環境づくりを進める必要があります。また、市民の健康づくりとして日常的にスポーツに取り組むことができるように必要な情報や機会を提供するなどスポーツに取り組む機運を高めるとともに、ジオパークの魅力を活かしたアクティビティ (※注16) の場や機会を提供し、多面的なスポーツ施策の展開を図るなど、市民が気軽にスポーツのできる環境づくりが求められています。

また、生活様式の多様化に伴い「食」を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育が必要となっています。

#### 【基本的方針】

子どもたちのスポーツに親しむ習慣の確立や体力づくりに取り組み、たくましく健 やかな身体を育みます。また、子どもから高齢者まで、だれもが豊かで充実した生活 を送ることができるよう、市民が生涯にわたってスポーツに取り組むことのできる環 境づくりを進めます。

食育は、生きるうえでの基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるものであることから、子どもたちが、自然の恩恵や「食」に関わる人々への感謝、理解を深めるとともに「食」に関する適切な判断力を身につけることを目指します。

<sup>※</sup>注16 アクティビティとは、活動、行動、遊び

#### 【施策の方向性】

#### 1. 健康な体づくり

- ○子どもの基本的な生活習慣の確立のため、学校園が連携し、発達段階に応じた系 統的な指導を行うとともに、その大切さについて家庭への啓発に努めます。
- ○喫煙・薬物乱用などの防止、各種感染症や生活習慣病の予防等に関する指導、性に関する指導について、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行います。
- ○児童生徒の体力・運動能力の実態や課題を的確に把握・分析し、小中学校の教育 活動全体を通じて一貫した体育指導を進めます。
- ○学校園、家庭及び地域が連携して子どもの運動・スポーツ環境の充実を図るため、 学校体育施設の開放や学校支援ボランティア等を活用し、子どもの体力・運動能力の向上につながる取組みを進めます。

#### 2. 食育の推進

- ○幼児、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、給食を生きた教材として活用するとともに、横断的な食育指導の充実を図ります。
- ○地域の伝統的な食文化への理解を深め、郷土に関心を寄せる心を育むため、給食 の献立に地元産食材や郷土食を積極的に取り入れます。
- ○体験学習や調理実習等の活動を通じて、食への感謝の気持ちを育むため、家庭や 地域、地元生産者等と連携した食育の取組みを一層推進します。

#### 3. 地域スポーツ活動の推進

- ○スポーツ推進委員をはじめ公民館、PTA等と連携し、各種ニュースポーツ教室 等の実施や各種スポーツ行事への協力等、スポーツの普及を図ります。
- ○市民の多様なスポーツニーズに対応した活動を充実するため、体育協会等の活動 及び組織強化を支援します。
- ○市民の健康づくりとして、年齢や体力、目的に応じた日常的なスポーツ活動を促進するため、市民総参加型スポーツイベント「京丹後チャレンジデー」を開催するなど、効果的なスポーツ情報と機会の提供を進めます。
- ○障害のある人や配慮が必要な様々な人が、障害の種類や程度に応じて、身近な地域で皆と一緒になって楽しめるニュースポーツの普及推進に努めます。

#### 4. 競技力の向上

- ○学校体育団体と連携し、子どもたちの競技スポーツへの関心を高めるとともに競技力の向上を図るため、小中学校の一貫した指導を進めます。
- ○体育協会と連携し、京丹後市総合体育大会の参加者の拡大及び競技力の向上に向けて大会の実施方法等について検討を進めます。
- ○市民の競技スポーツへの関心を高めるため、トップアスリートによる指導機会の 拡充に努めるとともに、ホストタウン (※注17) 相手国のオリンピアンを含む代表選 手など、トップアスリートの競技を観戦する機会の提供に努めます。
- ○青少年のスポーツ活動における指導者を育成するため、研修機会の充実を図ると

ともに、ジュニアアスリートの育成・支援の方法について検討します。

#### 5. 社会体育施設等の整備充実

- ○社会体育施設機能の維持・改善のため、老朽化が著しい社会体育施設の改修・修 繕等を進めます。
- ○社会体育施設の利用実態を把握して利用率の向上を図るとともに、利用率の向上が見込めない施設や老朽化した施設は廃止するなど、全体のバランスを考慮した施設の配置を進めます。
- ○あらゆるスポーツの基礎となる陸上の競技力向上及びスポーツ交流人口の拡大 を図るため、峰山途中ヶ丘公園陸上競技場の第3種公認陸上競技場としての整備 を推進します。

#### 6. スポーツ観光のまちづくり

- ○自然豊かな地域とスポーツ資源を活用したスポーツイベントの開催、ジオパーク の魅力を活用したアクティビティの場や機会を提供することで、より多くの方々 が気軽にスポーツができる環境づくりにつなげ、多面的なスポーツ施策の展開を 図ります。
- ○スポーツを支えるスポーツボランティアの確保に向けた取組みを推進します。
- ○2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人アスリートなど、国際 社会との交流を進める「ホストタウン」の取組みと、「ワールドマスターズゲー ムズ (※注18) 2021 関西」の開催を通じ、文化交流や地域の活性化を図ります。



「峰山途中ヶ丘公園陸上競技場リニューアル事業整備イメージ図」

<sup>※</sup>注 17 ホストタウンとは、2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前合宿の誘致や参加国、地域 との交流事業などを担う自治体

<sup>※</sup>注 18 ワールドマスターズゲームズとは、国際マスターズゲームズ協会が4年ごとに主催する概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰でも参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会

日標指標	計画作成時	現状値(H30)	目標値(R6)
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学生 97.8% 中学生 91.1% ※文部科学省「全国学力・ 学習状況調査」 児童生徒 質問紙(平成 25 年度)	小学生 96. 5% 中学生 92. 5%	小学生 100% 中学生 95%以上
平日、午前7時より前に起きる児童生徒の割合	小学生 88.4% 中学生 77.2% ※文部科学省「全国学力・ 学習状況調査」 児童生徒 質問紙 (平成 25 年度)	小学生 89.7% 中学生 88.3% ※全国学力・学習状況 調査の児童生徒質問 項目から外れたため 京都府学力診断テス ト質問項目による 小4・中1	小学生 100% 中学生 95%以上
平日、午後 11 時より前に 寝る児童生徒の割合	小学生 91.6% 中学生 45.0% ※文部科学省「全国学力・ 学習状況調査」 児童生徒 質問紙 (平成 25 年度)	小学生 96.4% 中学生 85.5% ※全国学力・学習状況 調査の児童生徒質問 項目から外れたため 京都府学力診断テス ト質問項目による 小4・中1	小学生 100% 中学生 90%以上
小学生(5 年生)の体力テ スト全国平均以上	8種目中7種目	8種目中4種目	全種目
中学生(2 年生)の体力テ スト全国平均以上	8種目中4種目	8種目中3種目	全種目
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	21.6% 市民アンケート 調査結果(平成 24 年度)	30.6% (※参考値)	65.0% 国の目標
京都府民総合体育大会入賞競技数	6 競技 京都府民総合体育大会結 果(平成 25 年度)	4 競技	10 競技
公共スポーツ施設の利用 回数	11, 253 回 公共施設利用状況 調査結果 (平成 24 年度)	12, 199 回	14,000 回
スポーツイベント参加者数	_	9, 396 人	18,600 人

# 第5章 計画の実現に向けて

### 1. 学校園・家庭・地域・行政の役割

生涯を通じて学び合う環境づくりのためには、学校園はもちろん、家庭、地域及び 行政それぞれが主体的に役割を担い、協働により取り組むことが大切です。

#### (1) 学校園の役割

学校園は、教育活動の中枢としての役割を担います。家庭や地域と連携しながら、 子どもたちの持つ可能性を最大限に引き出し、たくましく未来を切り拓いていくこと のできる子どもたちを育成します。

そのため職員及び教員は、子どもたちへの愛情と、豊かな人間性や感性を備え、高い倫理観と指導力、教育者としての情熱と使命感をもって指導にあたります。

#### (2) 家庭の役割

保護者は子どもの教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、自己肯定感や豊かな心、他者に対する思いやりや命を大切にする気持ちなどを養うなど、子どもを育てるうえで最も重要な役割を担います。

また、基本的な生活習慣や家庭での学習を習慣づけることで、学校教育とのスムースな連携を担います。

#### (3)地域の役割

地域は、学校園や家庭と協力しながら子どもたちを育むとともに、そうした活動を 通して、ふるさと京丹後を育む重要な役割を担います。地域は、家庭や学校園とは異 なる様々な立場や年齢層の人々と出会う機会や場をつくります。そして、子どもたち は、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、社会参画の意識を高めるとともに、 自然や優れた歴史・文化にふれることで、ふるさとを愛する気持ちを育むことができ ます。

また地域は、生涯を通じて一人ひとりの資質・能力の向上を図り、その個性を発揮することができ、次代へと学びをつなぐ重要な生涯学習の場としての役割を担います。



#### (4) 行政の役割

行政は、学校園、家庭及び地域がその役割を十分に果たすことができるよう、取り組むべき施策を総合的・体系的に位置づけ推進していきます。

学校に対しては、教員の指導や育成の充実を図るため、教科指導・授業改善への指導・助言などの学校支援や教員研修を実施します。さらに子どもたちが安心して学習ができるよう、施設整備を行うことで教育環境の充実を図ります。

家庭に対しては、学校園と家庭が協力して子どもたちを育む視点に立ち、家庭の教育力の向上に向けて支援していきます。

地域に対しては、学校園との連携を一層進めることで、地域が子どもたちを育てる 活動を支援していくとともに、人々の生涯学習の環境づくりを推進していきます。

### 2. 計画の周知と各種情報の収集・発信

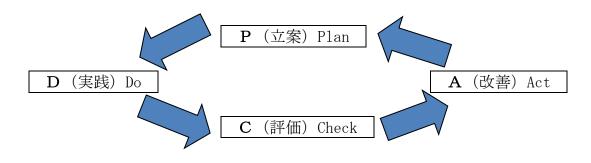
計画の実現に向けては、各主体の協働による取り組みが重要となります。また、教育をめぐる課題は地域や市全体のまちづくりにも深く関わることから、より多くの市民に本計画を知ってもらい、関心を持ってもらう必要があります。

そのため、教育フォーラムや広報紙、ホームページなど、多様な媒体を活用し、計画内容の周知を図ります。さらに、計画を推進するにあたって、市民の意見やニーズを十分に反映できるよう、的確な情報収集及び発信に努めます。

## 3. 計画の進行管理

計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の着実な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことはもちろん、目標設定や計画策定後も、適切に評価(Check)、改善(Act)が行えるよう、教育委員会が行う「教育委員会活動の点検及び評価報告書」の内部評価を毎年実施し、報告・公表するとともに、併せて外部評価として教育に関する学識経験者の意見、また、「事務事業評価」や「学校評価報告書」等により、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を構築します。



# 資料 計画見直しまでの経過

◎京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱

平成25年6月10日

教育委員会告示第13号

改正 平成29年10月11日教育委員会告示第24号

平成31年3月11日教育委員会告示第11号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興計画」)という。)を策定するため、京丹後市教育振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、調査、研究、調整及び協議を行う。
  - (1) 教育振興計画の策定及び見直しに関すること
  - (2) その他教育振興計画の策定に必要な事項

(組織)

- 第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市内公共的団体の役員又は職員
  - (3) 京丹後市教育委員会が所管する会議、協議会、審議会等の代表者
  - (4) 市内認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の長
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は、前 任者の残任期間とする。

(役員)

- 第5条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、必要に応じて顧問を若干人置く ことができる。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 顧問は、委員長からの要請があったときは、会議等に出席し、調査研究に関する助言及 び協力を行う。

(会議)

- 第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。 (内部委員会)
- 第7条 教育振興計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料作成等を行わせるため、内 部委員会を置く。
- 2 内部委員会は、教育委員会事務局の課長、課長補佐級以上の職にある者、指導主事のうちから、教育長が任命する者をもって構成する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は広く 市民等からの意見を公募することができる。

(庶務)

- 第9条 委員会に関する庶務は、京丹後市教育委員会事務局教育総務課において処理する。 (その他)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は委員長が 別に定める。

附則

- 1 この告示は、平成25年6月10日から施行する。
- 2 この告示による最初の策定委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集 する。

附 則(平成29年10月11日教育委員会告示第24号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月11日教育委員会告示第11号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## ◎京丹後市教育振興計画策定委員会

# 1. 策定委員会委員

(敬称略)

委員名	役職名	備考
後藤 幸雄	京丹後市小中一貫教育研究推進協議会 会長	委員長
本城 昌彦	京丹後市社会教育委員会議 議長	副委員長
竺沙 知章	京都教育大学・教授	顧問
	大学院連合教職実践研究科・副研究科長	
清水 道子	大宮児童合唱団団長 元市立小学校長	
村上 弘樹	元市立小学校長	
服部 好孝	京丹後市区長連絡協議会 幹事	H31.3.31 まで
荒田 義之	京丹後市商工会 事務局長	
島﨑 秀子	京丹後市文化協会 副会長	H31.3.31まで
藤村 益弘	京丹後市国際交流協会 会長	
中村 基彦	京丹後市体育協会 会長	
赤松  栄	京丹後市民生児童委員協議会 主任児童委員	
森口 亨	京丹後市PTA協議会 会長	H31.3.31まで
	(京丹後市立久美浜中学校 P T A)	
片西 登	京丹後市子ども未来まちづくり審議会 会長	
長尾 國顯	京丹後市スポーツ推進審議会 会長	
中山 一	京丹後市公民館連絡協議会 会長	H31.3.31まで
藤田 泰弘	京丹後市文化財保護審議会 会長	
渡利 秀子	京丹後市園長・所長会 副代表	
寺田 秀明	京丹後市小学校校長会 会長	H31.3.31 まで
	(京丹後市立大宮第一小学校校長)	
木本 勝幸	京丹後市中学校校長会 会長 (京丹後市立修山中学校校長)	H31.3.31 まで
 長島 雅彦	(京丹後市立峰山中学校校長) 京都府立峰山高等学校 校長	
森本賢一郎	京丹後市区長連絡協議会会計	H31. 4. 1 から
奥田 幸子	京丹後市文化協会副会長	H31. 4. 1 から
野村伸介	京丹後市PTA協議会 会長	H31. 4. 1 から
おり 中川	(京丹後市立網野南小学校PTA)	1101. 1. 1 % '')
垣中 米夫	京丹後市公民館連絡協議会 会長	H31. 4. 1 から
竹本 茂	京丹後市小学校校長会 会長	H31. 4. 1 から
	(京丹後市立峰山小学校校長)	
森野 良一	京丹後市中学校校長会会長	H31. 4. 1 から
	(京丹後市立弥栄中学校校長)	

<sup>※</sup>委員の任期は、平成31年1月21日から令和3年1月20日までの2年間

# 2. 策定委員会の検討経過

開催日	議題
第1回 平成31年1月21日	1. 京丹後市教育振興計画の概要 2. 京丹後市教育振興計画見直しスケジュールについて 3. 平成27年度からの主な取り組み状況について 4. 見直しの方向性について
第 2 回 平成 31 年 2 月 14 日	1. 京丹後市教育振興計画見直し(素案) について
第3回 平成31年3月14日	1. 京丹後市教育振興計画見直し(素案) について

# 3. 策定委員会内部委員会の検討経過

開催日	議題
第1回 平成30年6月12日	1. 京丹後市教育振興計画見直しに係る「第4章 改正点整理表」について
第2回平成30年12月14日	1. 京丹後市教育振興計画見直しに係る「H27年度~H29年度 主な取組み状況のまとめ」について 2. 京丹後市教育振興計画「第4章 重点目標見直しポイン整理 表」について
第3回 平成31年1月7日	1. 平成27年度からの主な取り組み状況について 2. 見直しの方向性(見直しポイント等)について
第4回 平成31年1月15日	1. 平成 27 年度からの主な取り組み状況について 2. 見直しの方向性(見直しポイント等)について 3. 策定委員会の役割分担
第5回 平成31年2月18日	1. 京丹後市教育振興計画見直し(素案) について
第6回 平成31年3月18日	1. 京丹後市教育振興計画見直し(素案) について
第7回 令和元年6月3日	1. 京丹後市教育振興計画見直し(素案)について 2. 見直しスケジュール(案)について

### 4. その他の検討経過

会議名及び開催日	議題
平成 30 年度第 2 回京丹後市総合教育会議 平成 31 年 3 月 27 日	1. 京丹後市教育振興計画見直しについて
令和元年第4回京丹後市教育委員協議会 令和元年8月2日	1. 京丹後市教育振興計画見直しについて

# 5. 意見募集の結果 (パブリックコメント)

京丹後市教育振興計画の見直し(案)について、京丹後市民意見提出手続要綱(パブリック・コメント手続)に基づき、令和元年9月30日から同年10月25日まで意見の募集を行いました。

その結果、お寄せいただいたご意見は、1件でした。お寄せいただいたご意見については、「意見の要旨」と「意見に対する市の考え方」を公表しました。



# 京丹後市教育委員会

令和 2 年 月発行 京丹後市教育委員会 教育総務課 〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 番地 電話 0772-69-0610 Fax 0772-68-9061

HP http://www.city.kyotango.lg.jp/ E-mail kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp